

実質化された王喜畑地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	王喜畑地区(畑集落(一部))	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	41.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	28.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.2ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

王喜畑地区は、下関の東部に位置する木屋川流域に広がる平野部で、稲作中心の農業地帯である。地域の農地を守り、近年の農業者の高齢化と都市化の影響による耕作放棄地を防止し、営農の効率化を図るため、平成30年8月に(農)茜ファームが設立された。また、令和元年9月には(株)下関ファームが設立され、個人の担い手2経営体とともに農地の集積・集約化に取り組んでいる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

コスト低減の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

畜産農家と連携した堆肥散布を行い、耕畜連携に取り組む。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

王喜畑地区の中心経営体は4経営体おり、うち法人(認定農業者)が2経営体、個人が2経営体(うち認定農業者1経営体)である。水田利用は中心経営体である認定農業者2経営体と1経営体を中心に担い、畑利用については認定農業者1経営体を中心に担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4 経営体		31.9 ha		33.1 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農用地の集積・集約化の方針※

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

農地中間管理機構の活用方針※

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備事業への取組方針※

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

多面的機能支払制度等を活用し、老朽化している水路や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※

作業の効率化が期待できる防除作業は、JAへの委託を進める。

鳥獣被害防止対策の取組方針

目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

スマート農業への取組方針

農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。

新規・特産化作物の導入方針

恋の予感などの多収米の作付けに取り組む。